

## 徳島県立学校規則の一部改正について

学校政策課

### 1 改正の概要

本県では、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などの社会環境の変化や、生徒や保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくりや多様な教育の実現を図るため、県立高等学校の再編整備を進めている。

このことに伴い、平成28年度より徳島県立那賀高等学校に森林クリエイト科を設置することとする。

### 2 施行期日

平成28年4月1日

## 条例等立案表

<b>題名</b> 徳島県立学校規則の一部を改正する規則	<b>課(室)名</b> 学校政策課
	<b>担当者名</b> 安崎輝彦
	<b>電話番号</b> 三一三四
<b>提案理由</b> 徳島県立那賀高等学校に新しい学科を設置することに伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。	
<b>あらまし</b> 一 徳島県立那賀高等学校に森林クリエイト科を設置することとした。 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。	
<b>予算上の措置</b>	
<b>関係法規</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第三十三条 高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)第六条 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)	考     備
<b>法令審査会</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 要・否

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立那賀高等学校の項中

「 普 通 科 」

を

	普 通 科
農 業	森林クリエ
イ ト 科	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(改正案)			(現行)		
別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程			別表第一 (第三条関係) 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)			(略)		
徳島県立 那賀高等 学校	普 通 科  農 業 林 業 ク リ エ イ ト 科	那賀郡那賀町	徳島県立 那賀高等 学校	普 通 科	那賀郡那賀町